

令和 8 年 9 月 9 日
山梨運輸支局輸送担当

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の意向調査の実施について
【甲府交通圏】

令和 8 年 2 月 26 日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」2.（2）に基づく、申出書の提出がありましたので、甲府交通圏内に営業所を有するタクシー事業者に対して、下記のとおり意向調査を実施します。

記

- ・意向調査実施期間：令和 8 年 9 月 9 日（水） ～ 令和 8 年 9 月 17 日（水） 16 時
（令和 8 年 9 月下旬を目処に各社に配分通知予定）
- ・対 象 事 業 者：①今後新たに自家用車活用事業を実施する予定のタクシー事業者
②令和 8 年 2 月末までに自家用車活用事業の許可を受けており、当該許可の満了後も再度許可を受け、自家用車活用事業を継続予定のタクシー事業者
※自家用車活用事業の実施予定のない事業者は提出不要です

- ・対象の曜日・時間帯及び不足車両数

	曜日	時間帯	車両数
①	金曜日・土曜日	16 時台 ～翌 5 時台	17 台

- ・意向調査票の様式：別掲の通り（「意向調査票提出にあたっての注意点」もご確認ください）
- ・意向調査票提出先：令和 8 年 9 月 17 日（水） 16 時までに、山梨運輸支局輸送担当へ
原則電子メールで提出してください。
《メールアドレス》ktt-yus0880@ki.mlit.go.jp

以上